

「返還月額算出のための書類提出のお願い」に関する Q&A

Q1 2025年に扶養されていたかどうか分かりません。

A1 (1) 以下に当てはまる場合は、「扶養されていません」(→書類提出は不要です。)
奨学生本人の2025年分の所得(合計所得金額)が58万円(給与収入の場合は年収123万円)を超えていたなど、下記(2)①②のどちらにも該当しない場合。

(2) 以下に当てはまる場合は、「扶養されていました」(→書類提出が必要です。)

- ① 奨学生本人のご家族のどなたかが、奨学生本人を2025年分の年末調整や確定申告で扶養控除の対象としていた場合。
- ② 2025年分の年末調整や確定申告で奨学生本人の配偶者が、奨学生本人の所得(合計所得金額)が58万円以下であると申告していた場合。

※扶養されていたか不明な場合は、ご家族の方に、奨学生本人を2025年分の住民税や所得税の控除対象として申告されていたかお尋ねください。

Q2 なぜ「扶養者のマイナンバー」を提出する必要があるのですか。

A2 所得連動返還方式の所得に連動した返還月額は、ご提出いただいたマイナンバーを利用して2025年分の所得情報及び2026年6月1日時点の戸籍情報を取得し、奨学生本人の子どもの数に応じた控除を行ったうえで算出します。奨学生本人が扶養されていた場合は、奨学生本人と扶養者の所得情報(課税総所得金額)を取得し、両者の合計に基づき、2026年10月から2027年9月までの返還月額を算出するため、扶養者のマイナンバーの提出をお願いしています。

Q3 扶養されていましたが、「扶養に関する申告書」や「扶養者のマイナンバー」を提出しない場合はどうなりますか。

A3 期限までの提出がなかった場合、2026年10月から2027年9月までの返還月額は、定額返還方式により算出した返還月額相当額となります。